

# 医療費が高額になったとき



みなさまが医療機関にかかった場合、窓口で支払う医療費は、総額の原則3割※ですみます。しかし、もし手術や入院となると、3割負担でも大きな金額となります。

このような場合、健康保険には自己負担をさらに軽くするしくみがあります。

※一部負担の割合は、年齢・収入によって異なります。

## 「自己負担限度額」を超えた額は健保組合が負担します

### ●自己負担限度額（70歳未満）

| 所得区分          | 自己負担限度額                                     |
|---------------|---------------------------------------------|
| 標準報酬月額83万円以上  | 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% [140,100円] |
| 標準報酬月額53～79万円 | 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% [93,000円]  |
| 標準報酬月額28～50万円 | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円]   |
| 標準報酬月額26万円以下  | 57,600円 [44,400円]                           |

### ●自己負担限度額（70歳以上75歳未満）

| 所得区分           | 自己負担限度額                                     |                   |
|----------------|---------------------------------------------|-------------------|
|                | 個人ごと（外来）                                    | 世帯ごと（外来+入院）       |
| 標準報酬月額83万円以上   | 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% [140,100円] |                   |
| 標準報酬月額53～79万円  | 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% [93,000円]  |                   |
| 標準報酬月額28～50万円※ | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円]   |                   |
| 標準報酬月額26万円以下   | 18,000円<br>(年間上限 (前年8月～7月)<br>144,000円)     | 57,600円 [44,400円] |

(注) ●金額は1月当たりの限度額。当月含む過去12カ月間に3回以上高額療養費の支給を受けた場合、多数該当として4回目から〔 〕内を適用。

●入院時の食事代や居住費・差額ベッド代は、高額療養費の対象となる費用には含まれません。

※当健保組合の特例退職被保険者の標準報酬月額現在41万円と定めているため、この所得区分に該当します。

## 当健保組合独自の「付加給付」でさらに負担が軽く

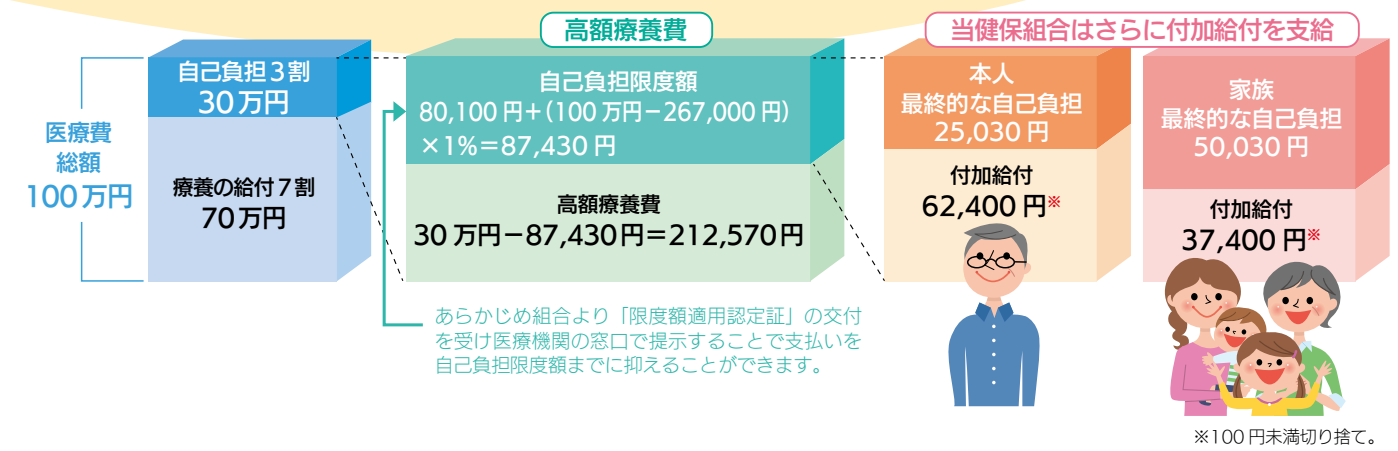
高額療養費は法律で定められた給付ですが、当健保組合には独自の「付加給付」があり、さらに負担が軽くなります。被保険者は25,000円を、被扶養者は50,000円を控除した額が付加給付として支給されます。(100円未満の端数は切り捨て)



## 自動計算で手続き不要

高額療養費と付加給付は、医療機関等から健保組合に送られてくる「レセプト（診療報酬明細書）」をもとに自動計算されるので、申請等の手続きは必要ありません。なお、計算はレセプトごとに行われ、おおよそ診療月の3カ月後にお支払いします。

計算例 1カ月の医療費の自己負担が30万円だった場合（本人：標準報酬月額が28万円～50万円の範囲）



## 窓口での支払いを軽くしたいときは「限度額適用認定証」の申請を

高額療養費や付加給付で最終的な自己負担は少なくすみますが、一時的に多くのお金が必要となることもあります。

医療費が高額になると見込まれる場合は、事前に「限度額適用認定証」を用意すると便利です。この認定証を医療機関に提出すると、医療費の窓口での支払いを最初から自己負担限度額までで済ませることができます。

入院などで高額な医療費がかかることがわかったら、健保組合にあらかじめ認定証を申請しておきましょう。

### ご注意

健康保険限度額適用認定証により窓口負担が軽減されるのは、高額療養費分です。(付加給付は約3カ月後に自動給付されます。)

申請書は **コチラ** から



## オンライン資格確認で限度額適用認定証が不要になります

(プレ運用中。10月から本格運用予定)

オンライン資格確認を導入済みである医療機関等では、限度額適用認定証がなくても、保険証やマイナンバーカードのみで、窓口での支払いを自己負担限度額までとすることができます。

なお、マイナンバーカードを保険証として利用するには、マイナポータルでの事前登録が必要です。